

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年9月28日（平成29年（行個）諮問第149号）

答申日：平成30年6月4日（平成30年度（行個）答申第35号）

事件名：本人が被災した労働災害に係る事故報告写真の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表に掲げる文書番号2の文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年6月1日付け埼玉労働局個開第29-71号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示部分の一部の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
事故報告写真が真っ黒に塗り潰されて、全く内容が分からない。事故内容が分かる様に黒く塗り潰されていない写真が欲しいです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成29年5月17日付け（同月22日受付）で、処分庁に対して法12条1項の規定に基づき「特定年月日に、審査請求人が特定事業場において被災した労働災害について、特定労働基準監督署が保有している労働者死傷病報告、事故の状況写真及び事故の詳細に関する書類」（以下「対象保有個人情報」という。）に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成29年6月30日付け（同年7月4日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、不開示とした部分のうち、

下記3（4）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ、7号柱書及びイの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

（1）対象保有個人情報の特定について

対象保有個人情報は、審査請求人が被災した、特定年月日に発生した労働災害（以下「本件災害」という。）に関し、特定労働基準監督署が保有している労働者死傷病報告、事故の状況写真及び事故の詳細に関する書類であり、別表に掲げる文書番号1及び2の文書（以下「対象文書」という。）である。

（2）労働者死傷病報告について

労働者死傷病報告は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）100条1項の規定及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）97条1項に規定に基づき、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき、事業者がその事実について、所定の様式による報告書に記入し、それを所轄労働基準監督署長あてに提出するものであり、労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。また、このように労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の情報は、その中で労働災害に係るもの全てを計上し、厚生労働省において把握した全ての労働災害として、年ごとにその統計データを公表し、かつその統計データを元に厚生労働省は労働災害防止に係る種々な施策や、法令改正等各種の施策を検討し、また、その施策の効果を判断するものであり、当該情報は厚生労働省における労働安全衛生行政の根幹をなすものである。

（3）不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の③、2の①の不開示部分には、審査請求人以外の本件災害に係る関係者氏名等の個人に関する情報が記載されており、これらは審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報、又は審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①ないし③及び⑤、2の①及び②の不開示部分には、本件災害に関する法人の情報や事業場内

部の情報が記載されている。これらの情報を、開示すると、当該事業場において重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組みの不十分さやそのような事業運営状況を行っていることを推認させるおそれ、及び労働関係法令の違反があることを推認させるおそれ等がある。このため、これらの情報は、開示することにより本件災害に関係する法人に対する信用を低下させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①、2の①の不開示部分には、本件災害に関し、事業者が行った内部調査の結果明らかとなった事項及び労働基準監督署の調査事項・内容が明らかとなる情報が記載されている。

行政機関が労働災害の発生原因を正確に把握するために、事業者の自発的な協力を得られる理由は、労働基準行政機関が、これら職務上知り得た秘密を当該調査の目的のみに使い、第三者に漏らさないという労働基準監督行政機関全体に対しての信頼感又は調査担当官との個別の信頼関係が前提として存在するからである。

これらの情報を開示すると、このような信頼感や信頼関係が失われ、事業者等が関係資料の提供に協力的でなくなるなど、労働基準行政機関が実施する調査等の円滑な実施に支障を及ぼす可能性が高くなることが予想される。

このため、これらの情報は、開示することにより、正確かつ具体的な情報を十分に得ることが困難となり、労働災害の防止という行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号イ該当性について

別表に記載した情報のうち、対象文書1の①及び2の①の不開示部分は、本件災害に関し、事業者が行った内部調査の結果明らかとなった事項及び労働基準監督署の着眼点等・内容が明らかとなる情報が記載されている。

これらの情報を開示すると、労働基準行政機関の法令違反等に伴う措置基準が明らかとなり、事業者の法令遵守又は労働安全衛生管理において違法・不当な行為を助長するおそれがあることから、関係法令の履行確保を図るという行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明白である。

このため、これらの情報は、開示することにより、正確な事実の把

握を困難にするおそれ並びに事業者の法令の不遵守又は労働安全衛生管理に係る不適当な行為を助長するおそれが生ずることから、関係法令の履行確保を図るという行政事務について、(3)ウと同様にその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

別表に記載した情報のうち、原処分において不開示とした対象文書1の④については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求書の中で「事故報告写真が黒く塗りつぶされており、内容がわからない」主張するが、上記3(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を適切に判断しているものであることから、審査請求人の主張は対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記3(4)で開示するとした部分については、新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ、7号柱書及びイの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年9月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月11日 | 審議 |
| ④ | 平成30年5月16日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月31日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

別紙に掲げる保有個人情報の開示請求につき、処分庁は、別表に掲げる文書番号1及び文書番号2の文書を特定し、このうち、同表の2欄に掲げる部分について、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)において、別表に掲げる文書番号2の文書に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)のうち、同表の2欄の①に掲げる部分である事故報告写真に記

録された保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示を求める部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

審査請求人が開示を求める部分は、事故発生当時の様子を再現した写真であり、当該写真と同頁の原処分が開示された「※モデルは本人では有りません」の記載から、審査請求人以外の者をモデルにしているものと認められる。

- (1) 当該部分のうち、人影の部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、人影の部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- (2) その余の部分は、人影以外の事故発生当時の周囲の様子が映った部分であり、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められず、また、原処分が開示された「災害発生状況及び原因」の記載から推認できるものであり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準行政機関が行う労働災害防止の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号に該当すると認められるので、同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

「平成24年特定月日に、本人が特定県にある特定事業場において被災した労働災害について、特定労働基準監督署が保有している労働者死傷病報告、事故の状況写真及び事故の詳細に関する書類」に記録された保有個人情報

別表

1 対象行政文書		2 不開示部分		3 不開示情報（法14条該当号）				4 開示すべき部分
番号	文書名	頁	該当箇所	2号	3号イ	7号柱書き	7号イ	
1	労働者死傷病報告	1	① 表題右側の不開示部分		○	○	○	
			② 被災地の場所欄右側の不開示部分		○			
			③ 報告書作成者職氏名欄	○	○			
			④ 職員記入欄下側の不開示部分	新たに開示				
			⑤ 事業者職氏名欄の不開示部分		○			
2	事故報告写真	2	① 事故報告写真左側の不開示部分	○	○	○	○	人影を除く全て
			② 事故報告写真右側の不開示部分		○			